

石川県工業試験場 三次元造形機利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、石川県工業試験場に設置する三次元造形機（以下「三次元造形機」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 三次元造形機の利用時間（利用受付及び作成した造形物の取り出し等）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、石川県工業試験場長（以下「場長」という。）は、臨時に利用時間を変更することができる。

(利用の対象)

第3条 三次元造形機を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、その目的が次の各号のいずれかに該当する場合に、三次元造形機を利用することができる。

- (1) 試作目的で利用する場合
- (2) 活用技術開発目的で利用する場合
- (3) 学術目的で利用する場合
- (4) 人材育成目的に利用する場合
- (5) その他場長が適当と認めた場合

(利用の場所)

第4条 三次元造形機は、石川県工業試験場内で利用しなければならない。ただし、場長が認めたときは、この限りでない。

(利用の申請)

第5条 利用者は、所属する企業、団体等の代表者名で三次元造形機利用規約に関する同意書（様式第1号）を、事前に場長に提出しなければならない。

2 利用者は、石川県工業試験場が実施する三次元造形機各機種（石膏・樹脂・金属）のモノづくり技術高度化開発指導事業「モノづくり技術高度化コース」を受講しなければならない。

3 場長及び石川県工業試験場職員（以下「職員」という。）は、利用者に対し、必要に応じて本人確認ができる書類の提示を求め、当該書類の写しをとることができる。

(利用の拒否)

第6条 場長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、三次元造形機の利用を拒否することができる。

- (1) 銃器類その他の法令、条例等の規定により作成することが禁止されている造形物を作成するとき。
- (2) 著作権その他の知的財産を侵害する造形物を作成するとき。
- (3) 公序良俗に反する造形物を作成するとき。
- (4) 利用申請時の申請内容に虚偽があるとき。
- (5) 反社会的勢力等の利益になると認めるとき。
- (6) その他場長が利用を適当でないと認めるとき。

(入稿データ)

第7条 利用者が出力のために持ち込んだデータは、利用者が造形物取り出し後、責任を持って速やかに破棄しなければならない。

- 2 利用者が三次元造形機で造形不可能なデータを持ち込んだときは、利用を中止する。利用者は、これにより生じた損害について、石川県及び石川県工業試験場に対して、いかなる請求もできないものとする。
- 3 前項の規定により利用中止となった場合には、利用者は、利用中止までの手数料を支払うものとする。

(造形物の取り出し)

第8条 利用者は出力終了後、速やかに造形物を取り出さなければならない。

- 2 前項の取り出しが遅滞した場合には、職員は造形物を取り出し、処分することができる。

(造形物の利活用)

第9条 造形物の利活用は、利用者の自己責任の下に行うこととし、これによりなんらかの損害が発生したとしても、石川県及び石川県工業試験場は一切の責任を負わない。

(造形物の販売の禁止)

第10条 利用者は、三次元造形機により出力した造形物を営利目的で販売してはならない。

(利用者の責任)

第11条 利用者は、三次元造形機の利用を終了するまでの間において、善良な注意義務を持って管理するほか、三次元造形機の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 三次元造形機は、取扱説明書によって適切に利用すること。
- (2) 三次元造形機を目的以外に利用しないこと。
- (3) 場長及び職員の指示に従うこと。

2 利用者は、三次元造形機の利用によって生じた傷病や損害に関して、石川県及び石川県工業試験場に対して賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により、三次元造形機その他備品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、場長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(規約の改正)

第13条 場長は、予告なくこの規約を改正することができるものとする。

2 利用者は、前項による三次元造形機の利用規約の変更により生ずる損害について、石川県及び石川県工業試験場に対して、いかなる請求もできないものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年1月1日から施行する。

(様式第1号)

石川県工業試験場 三次元造形機利用規約 同意書

石川県工業試験場長 殿

(当 社 ・ 私 ・) は、石川県工業試験場に設置の三次元造形機の
利用に当たって、「石川県工業試験場 三次元造形機利用規約」に同意致します。

平 成 年 月 日

住所

企業・団体名

代表者名

代表者
印

<事務担当者>

氏名		所属・役職	
TEL		F A X	
E-Mail			